

中期計画について

1 法律上の位置付け（地方独立行政法人法）

（中期目標）

- 第25条** 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - (4) 財務内容の改善に関する事項
 - (5) その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

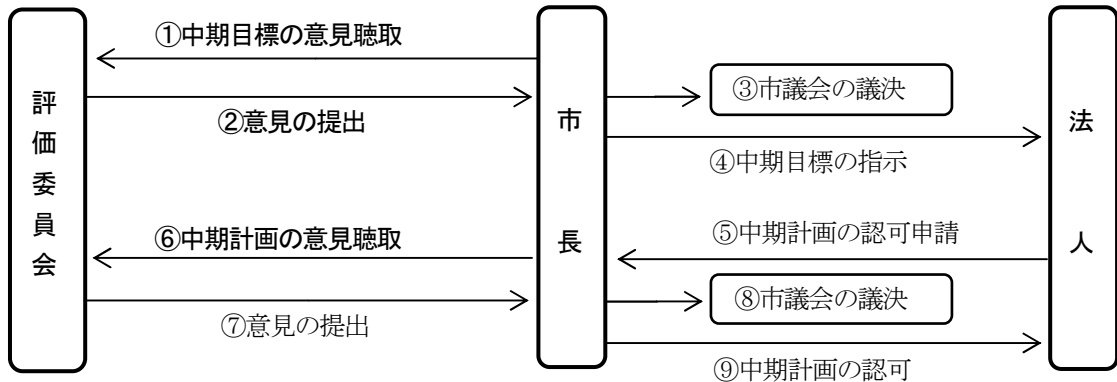
- 第26条** 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - (4) 短期借入金の限度額
 - (4)の2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - (5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - (6) 剰余金の使途
 - (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第2号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 5 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（料金及び中期計画の特例）

- 第83条** 第23条の規定は、公営企業型地方独立行政法人には適用しない。
- 2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第26条第2項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第26条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

2 概要

地方独立行政法人制度では、市長は、法人が達成すべき業務運営に関する目標として「中期目標」を評価委員会の意見聴取、議会の議決を経て定め、法人に指示する。法人はこの目標を達成するため、「中期計画」を作成し、計画的に業務を遂行する仕組みとなっている。また、中期目標期間終了時には、中期目標の達成状況について、評価委員会の評価を受けることになっている。



※ 中期計画は、本来、市が定める中期目標に基づき法人が作成するものであるが、法人設立時（平成26年4月1日予定）まで法人が存在しないことから、設立時の中期計画については、病院事業局において作成する。なお、これまで、病院を法人化した自治体でも同様の取扱いをしている。

3 中期目標と中期計画の記載項目

中期目標	中期計画
第1 <u>中期目標の期間</u>	第1 中期計画の期間
第2 <u>市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u>	第2 <u>市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</u>
第3 <u>業務運営の改善及び効率化に関する事項</u>	第3 <u>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</u>
第4 <u>財務内容の改善に関する事項</u>	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置
第5 <u>その他業務運営に関する重要事項</u>	第5 <u>その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置</u>
	第6 <u>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</u>
	第7 <u>短期借入金の限度額</u>
	第8 <u>出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</u>
	第9 <u>第8に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</u>
	第10 <u>剰余金の使途</u>
	第11 <u>料金に関する事項</u>
	第12 <u>その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</u>

※ ____ 下線部分は、法定記載事項